四　性能評価センターの所掌事務を遂行するために使用する建築施設及び機械施設に関する工事及び保守に関すること。

五　性能評価センターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設（第二号及び第三号の施設を除く。第二十九項において同じ。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

性能評価センターは、常陸太田市に置く。　（新設）

性能評価センターに、所長、準天頂衛星連携調整官一人、性能評価航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。　（新設）

準天頂衛星連携調整官は、準天頂衛星を利用した航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者と連携して実施するものについての調整に関する事務をつかさどる。　（新設）

性能評価航空管制技術官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空交通管制に用いる電気通信回線の性能の監視及び分析並びにこれらに基づく評価に関すること。

二　人工衛星を利用した航空保安無線施設に関する工事、運用及び保守に関すること（準天頂衛星連携調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　航空通信施設に関する工事及び保守に関すること。

性能評価航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任性能評価航空管制技術官とする。　（新設）

先任性能評価航空管制技術官は、性能評価航空管制技術官の所掌に属する事務を管理する。　（新設）

第二十四項に規定するもののほか、性能評価航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席性能評価航空管制技術官とする。　（新設）

次席性能評価航空管制技術官は、性能評価航空管制技術官の所掌に属する事務の管理に関し、先任性能評価航空管制技術官を補佐する。　（新設）

施設運用管理官は、命を受けて、性能評価センターの所掌事務を遂行するために使用する建築施設及び機械施設に関する工事及び保守に関する事務を分掌する。　（新設）

航空灯火・電気技術官は、命を受けて、性能評価センターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設に関する工事、運用及び保守に関する事務を分掌する。　（新設）

施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。　（新設）

先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。　（新設）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百八十六人以内を置く。

2　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百八十五人以内を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四条第二項の規定に基づき、航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令

航空保安大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。